

平成22年12月1日
日本海信販株式会社

割賦販売法施行に伴う、ショッピングご利用可能枠見直しのご案内

2010年12月に完全施行されます割賦販売法では、過剰なクレジットの利用による消費者被害防止のため、お客様の年収・ご利用状況等に応じた「支払可能見込額」調査と、これに応じたショッピングご利用可能枠の設定がクレジットカード会社に義務付けられます。当社では下記の方法で、順次お客様の「ショッピングご利用可能枠」の見直しをさせていただきます。

「支払可能見込額」の算出について

$$\boxed{\text{支払可能見込額}} = \text{年収} \cdot \text{年間請求予定額} \cdot \text{生活維持費}$$

- ・ 年 収：現在当社にご申告いただいている年収
- ・ 年間請求予定額：お客様が今後1年間に支払予定のある割賦金額
- ・ 生活維持費：経済産業省で定められた下表の生活維持費にお客様の住居地における地域補正率を乗じたものとします。

		ご本人様 + 扶養ご家族			
		1人	2人	3人	4人～
住宅費用 (住宅ローン・賃貸)	なし	90万円	136万円	169万円	200万円
	あり	116万円	177万円	209万円	240万円

「ショッピングご利用可能枠」の見直しについて

上記「支払可能見込額」の90%以内、かつ当社の審査にもとづきお客様のショッピングご利用可能枠について見直しをさせていただきます。

$$\left. \begin{array}{l} \boxed{\text{支払可能見込額} \times 90\% \text{以内}} \\ \boxed{\text{当社の審査}} \end{array} \right\} = \boxed{\text{ショッピングご利用可能枠}}$$

見直しの時期について

2010年12月17日(金)以降に順次、下記の場合にお客様のショッピングご利用可能枠について見直しをさせていただきます。

1. 新たな有効期限のカードを発行する場合

有効期限満了に伴うカード更新や、有効期限を更新したカードの再発行など

2. 新たに当社カードをお申し込みいただいた場合
3. 現在お持ちのカードのショッピングご利用可能枠について、増枠のお申し込みをいただいた場合

見直しにより現在のショッピングご利用可能枠が引き下がる場合がございます。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本海信販株式会社
カスタマーセンター
TEL : 0120-977-611